

北里大学学生表彰規程細則

昭和42年 4月 1日制定
昭和54年 2月 9日改正
昭和59年 2月24日改正
平成 7年 2月17日改正
平成20年 4月 1日改正
平成28年11月 1日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学学生表彰規程(以下「規程」という。)第10条の定めに基づき、規程の運用について必要事項を定めるものとする。

(受賞者の制限)

第2条 規程第2条に定める受賞者に関し、留年者及び編入学者並びに学士入学者は、北里賞の受賞対象者から除外する。

(入学定員)

第3条 規程第3条に定める入学定員は、期間付定員増を行っている学科については期間付定員を含み、入学定員とは別に募集定員を定めている学科については募集定員に読み替えるものとする。

(選考)

第4条 規程第5条に定める受賞者の選考は、毎年1回学年度末に行う。

(奨学金)

第5条 規程第7条第1項第2号及び第3号の奨学金は、10万円とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、昭和59年2月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。